

「福岡県よかもんショップ」受託事業者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「福岡県よかもんショップ」受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、「福岡県よかもんショップ」の業務委託にあたり、業務を受託する者（以下、「受託事業者」という。）を適正かつ公平に選定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、提案された企画について審査を行い、受託事業者の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

(選定の方法)

第4条 委員会における提案企画の審査および受託事業者の選定は、別に定める「福岡県よかもんショップ」受託事業者選定要領に基づき行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福岡県物産振興会において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

(別表)

| 区分 | 所属および職 |
|-----|-------------------|
| 委員長 | 福岡県物産振興会 事務局長 |
| 委員 | 福岡県観光土産品協会 事務局長 |
| 委員 | 福岡県商工部 観光局 観光政策課長 |
| 委員 | 福岡県物産振興会 営業マネージャー |